

SNS 広告等を活用した「諏訪湖の日」PR 推進業務
(広告動画等の制作及び広告業務) 委託仕様書 (案)

1 業務の名称

SNS 広告等を活用した「諏訪湖の日」PR 推進業務

2 目的

諏訪地域の宝である諏訪湖に感謝し、守り、活かしていくため、諏訪湖創生ビジョン推進会議では、毎年 10 月 1 日を「諏訪湖の日」と定め、多くの県民に周知するとともに、諏訪湖について理解を深め、諏訪湖創生を推進していく機運醸成を図ることとしている。

直近のアンケート結果より 10 代が約 15%、20 代が約 8% と他の世代と比較して関心が低い傾向が伺えたため、今後社会を担う若い世代に興味や関心を持っていただく必要があると考えていることから、この業務を通じて諏訪地域住民の県民（特に 10・20 代を中心とした若者）に対し、10 月 1 日（諏訪湖の日）を挟む 9 月 1 日から 10 月 31 日までの間、委託者が「諏訪湖の日プロジェクト」として別途とりまとめる関連行事と併せて SNS 等（Twitter 広告、Youtube 動画広告等）を活用して「10 月 1 日 諏訪湖の日」の PR を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 11 月 28 日（金）まで

4 業務の内容

(1) SNS 等における動画広告及びその他広告等の撮影・編集・制作

ア 動画広告

- ① 10・20 代を中心とした若者に向け、インパクト、アイキャッチなどを考慮したうえでリズム感のある広告動画制作をベースとする。
- ② 本業務の目的の達成に効果的と考えられる動画広告を 1 本以上作成すること。（15 秒～60 秒程度を 1 本以上作成すること。（画質はサンプルを示したうえで広告媒体によって最適なものとし、作成本数とともに提案すること。））

イ その他

ア以外に自社ホームページ等におけるバナー広告やテレビ CM 等、受託者が提案可能で目的の達成に効果的と考えられる広告手法がある場合は、画質・作成本数ともに提案すること。

(2) SNS 等における動画広告及びその他広告等の実施

ア 広告の実施

上記（1）により制作した広告動画・その他広告等は、広告開始日前日までに事前に委託者の内容確認を受け、委託者の了解を得た上で実施すること。

イ 広告媒体及び回数

提案金額の範囲内で本業務の目的の達成に効果的と考えられる広告回数、広告媒体、広告の種類（例：制作広告動画〇分×〇本、〇〇媒体で〇回、制作広告バナー〇本、〇〇媒体で〇回 等）それぞれを提案すること

ウ 広告期間

令和7年9月1日（月）から令和7年10月1日（水）までの間で随時実施

5 成果物等

4の業務内容をまとめた報告書を1部提出すること。

なお、作成したツール等については、全て委託者に帰属するものとし、報告書と併せて提出すること。

6 提出期限

4の業務内容をまとめた報告書については、令和7年11月28日（金）までに提出するものとする。

7 機密保持

受託者は、本業務により知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。

8 その他

(1) 受託者決定から契約締結までの間に委託者と契約内容を詳細に協議すること。

(2) 本委託業務で作成する情報は、委託契約締結時に協議により詳細を詰めるものであること。なお、協議の過程で作成した情報の一部修正や作成が必要な情報以外のものを仕様を追加する場合がある。

9 委託業務実施に当たっての留意事項

詳細は、契約締結時に定めるものとする。

(1) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、また請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 委託業務に関して知り得た情報

委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

本委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の適用を受けるものとする。

(4) 委託者への損害賠償

受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(5) 第三者への損害賠償

受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の故意又は重大な過失が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

(7) 第三者が権利を有する著作権

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理するものとする。

(8) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

(9) 契約の解除

委託者は本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、是正を命じ、あるいは、契約の解除等を行うことができるものとする。

(10) 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じたときから委託者に帰属する。